

# 毛呂山町国民健康保険 加入者のみなさまへ

令和2年  
8月1日から

## 70歳以上の方の保険証が変わります

70歳以上の方に交付している高齢受給者証を、令和2年8月1日から被保険者証と一体化し、「被保険者証兼高齢受給者証」を交付します。

令和2年7月31日までに医療機関等で受診する際は、これまでと同様に被保険者証と高齢受給者証を併せて窓口にて提示してください。

現在

《令和2年7月31日まで》

被保険者証 + 高齢受給者証

新

《令和2年8月1日から》

被保険者証兼高齢受給者証のみ

※7月31日までは被保険者証と高齢受給者証の2枚を医療機関へ提示して下さい。

※高齢受給者証は交付せず、被保険者証兼高齢受給者証の1枚になります。

**※令和2年7月31日までは高齢受給者証を廃棄しないようご注意ください。**

## 保険証の更新時期が8月に変わります

70歳以上の方の被保険者証と高齢受給者証の一体化に伴い、70歳未満の方も含め、被保険者証の更新の時期が10月から8月に変更となります。

加入者のみなさまへ、7月中に被保険者証(または被保険者証兼高齢受給者証)を送付いたします。

現在交付している被保険者証の有効期限は令和2年9月30日までとなっておりますが、令和2年8月1日以降は、有効期限が令和2年9月30日までの古い被保険者証は破棄するようにお願いします。

有効期限  
令和2年9月30日

令和2年7月31日まで  
使用し、8月1日以降は  
破棄してください。

有効期限  
令和3年7月31日

令和2年8月1日から  
使用してください。

※令和元年12月2日以降に新たに加入された方につきましては、すでに有効期限が令和2年7月31日までとなっております。